

道路工事保安施設設置基準 新旧対照表

原 文	一 部 改 訂
<p data-bbox="439 772 1083 819">15. 道路工事保安施設設置基準</p> <p data-bbox="890 835 1083 888">建関道管第 756 号 昭和 40 年 10 月 14 日</p> <p data-bbox="890 909 1083 961">建関道管第 131 号 昭和 55 年 7 月 1 日</p> <p data-bbox="890 982 1083 1077">建関道管第 174 号 平成 6 年 12 月 22 日 (内容一部変更)</p> <p data-bbox="890 1098 1083 1150">国関整道管第 65 号 平成 18 年 4 月 1 日</p>	<p data-bbox="1774 762 2418 808">15. 道路工事保安施設設置基準</p> <p data-bbox="2211 825 2404 877">建関道管第 756 号 昭和 40 年 10 月 14 日</p> <p data-bbox="2211 898 2404 951">建関道管第 131 号 昭和 55 年 7 月 1 日</p> <p data-bbox="2211 972 2404 1066">建関道管第 174 号 平成 6 年 12 月 22 日 (内容一部変更)</p> <p data-bbox="2211 1087 2404 1140">国関整道管第 65 号 平成 18 年 4 月 1 日</p> <p data-bbox="2211 1140 2404 1234">国関整道管第 8 号 令和元年 5 月 21 日 (内容一部変更)</p>

道路工事保安施設設置基準 新旧対照表

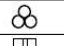
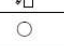

原 文	一 部 改 訂
<div data-bbox="172 325 1231 1795" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">国関整道管第65号 平成18年4月1日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">関東地方整備局長</p> <p style="text-align: center;">道路工事保安施設設置基準について（通知）</p> <p>標記については、「道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について」（平成18年3月31日道路局長通達国道利第37号・国道国防第205号）及び「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について」（平成18年3月31日道路局路政課長及び国道・防災課長通達国道利第38号・国道国防第206号）により、「道路工事保安施設設置基準」を改正しましたので、今後の工事施工にあたっては、この基準を参考に実施して下さい。</p> <p>なお、「道路工事保安施設設置基準について」（昭和55年7月1日建関道管第131号、平成6年12月22日建関道管第174号内容一部変更）は、廃止します。</p> </div>	<div data-bbox="1507 325 2567 1816" style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">国関整道管第8号 令和元年5月21日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">関東地方整備局長</p> <p style="text-align: center;">道路工事保安施設設置基準の一部改訂について（通知）</p> <p>標記について、「道路工事保安施設設置基準について」（平成18年4月1日付け国関整道管第65号）を一部改訂しましたので、今後の工事施工にあたっては、この基準を参考に実施されたい。</p> </div>

道路工事保安施設設置基準 新旧対照表

原 文	一 部 改 訂
<p data-bbox="635 606 979 644">道路工事保安施設設置基準</p> <p data-bbox="724 722 887 753">平成18年4月</p> <p data-bbox="715 1054 899 1085">関東地方整備局</p>	<p data-bbox="1970 606 2315 644">道路工事保安施設設置基準</p> <p data-bbox="2065 722 2211 753">令和元年5月</p> <p data-bbox="2050 1054 2234 1085">関東地方整備局</p>

道路工事保安施設設置基準 新旧対照表

原 文 一 部 改 訂

保安施設等の設置目的							
施設	記号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交通指導	その他	備考
工事用照明灯				○			
保安灯	■ (6)	○		○			
歩道柵	●● (7)		○	○			
バリケード			○	○			
矢印板		○					
保安員						○	
交通整理員		○					
クッションドラム						○	必要に応じて設置
体感マット						○	必要に応じて設置
交通誘導ロボット		○					必要に応じて設置
カラーコーン	○	○	○	○			
標示板(工事予告)	①			○			
警戒標識	②			○			
規制標識(311-F)	③	○			○		
規制標識速度落とせ看板	④				○		
標示板(工事中看板)	⑤					○	

保安施設等の設置目的							
施設	記号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交通指導	その他	備考
工事用照明灯				○			
保安灯	■ (6)	○		○			
歩道柵	●● (7)		○	○			
バリケード			○	○			
矢印板		○					
保安員						○	
交通誘導警備員		○					
クッションドラム						○	必要に応じて設置
体感マット						○	必要に応じて設置
交通誘導ロボット		○					必要に応じて設置
カラーコーン	○	○	○	○			
標示板(工事予告)	①			○			
警戒標識	②			○			
規制標識(311-F)	③	○			○		
規制標識速度落とせ看板	④				○		
標示板(工事中看板)	⑤					○	

道路工事保安施設設置基準 新旧対照表

原

文

一

部

改

訂

保安施設標準様式図			
番号	5	6	7
記号	(5)	(6)	(7)
名称	標示板 (工事中看板)	保安灯	歩道柵
様式および標準寸法 (単位mm)			
注	<p>(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文「○○○○工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○○をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字。その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</p> <p>(2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm区画線の太さは、0.5cmとする。</p> <p>(3) 工事期間、時間帯については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日、工事時間帯を標示するものとする。</p> <p>(4) 「○○工事」には「舗装工事」、「共同溝工事」等と記載する。</p> <p>(5) 高輝度反射式または同等以上のものとする。</p> <p>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 柱およびロープは黒黄の縞をほどこすものとする。</p> <p>(2) ロープの外径は12mm以上とする。</p> <p>(3) 柱間隔は約5mとする。</p> <p>(4) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

保安施設標準様式図			
番号	5	6	7
記号	(5)	(6)	(7)
名称	標示板 (工事中看板)	保安灯	歩道柵
様式および標準寸法 (単位mm)			
注	<p>(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文「○○○○工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○○をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字。その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</p> <p>(2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm区画線の太さは、0.5cmとする。</p> <p>(3) 工事期間、時間帯については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日、工事時間帯を標示するものとする。</p> <p>(4) 「○○工事」には「舗装工事」、「共同溝工事」等と記載する。</p> <p>(5) 高輝度反射式または同等以上のものとする。</p> <p>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</p> <p>(7) 「ご迷惑をおかけします」は「ご協力をお願いします」に変えてもよい。</p>	<p>(1) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 柱およびロープは黒黄の縞をほどこすものとする。</p> <p>(2) ロープの外径は12mm以上とする。</p> <p>(3) 柱間隔は約5mとする。</p> <p>(4) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

道路工事保安施設設置基準 新旧対照表

原

文

一

部

改

訂

保安施設標準様式図

番号	16	17
記号	(16)	(17)
名称	工事情報看板	工事説明看板
様式および標準寸法(単位:mm)		
注	<ol style="list-style-type: none"> <li>色彩は、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</li> <li>工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日及び工事終了日を標示するものとする。</li> <li>工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。</li> <li>現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。</li> <li>道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、設置する。</li> <li>転倒しないように留意して設置すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</li> <li>工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日を標示するものとする。</li> <li>工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。</li> <li>現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。</li> <li>道路工事開始から道路工事終了までの間、設置する。</li> <li>転倒しないように留意して設置すること。</li> </ol>

保安施設標準様式図

番号	16	17
記号	(16)	(17)
名称	工事情報看板	工事説明看板
様式および標準寸法(単位:mm)		
注	<ol style="list-style-type: none"> <li>色彩は、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</li> <li>工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日及び工事終了日を標示するものとする。</li> <li>工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。</li> <li>現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。</li> <li>道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、設置する。</li> <li>転倒しないように留意して設置すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</li> <li>工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日を標示するものとする。</li> <li>工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。</li> <li>現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。</li> <li>道路工事開始から道路工事終了までの間、設置する。</li> <li>転倒しないように留意して設置すること。</li> <li>「ご迷惑をおかけします」は「ご協力をお願いします」に変えてもよい。</li> </ol>

道路工事保安施設設置基準 新旧対照表

原

文

一

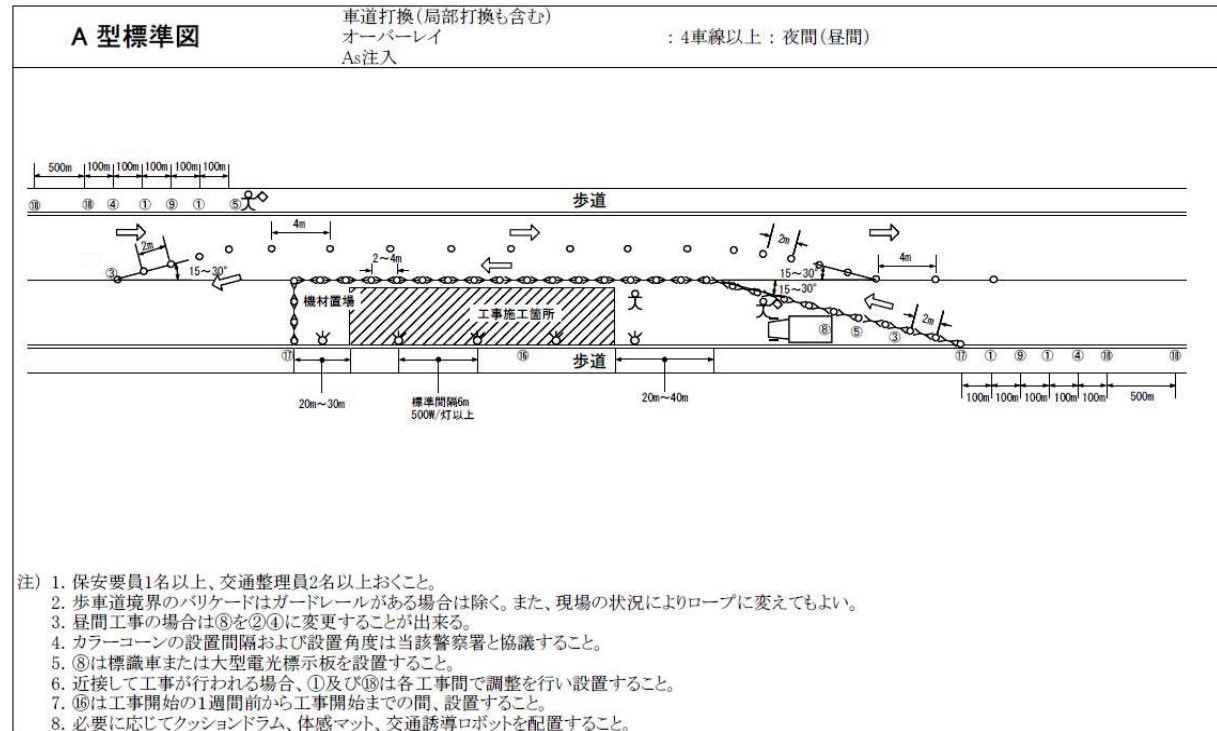
部

改

訂

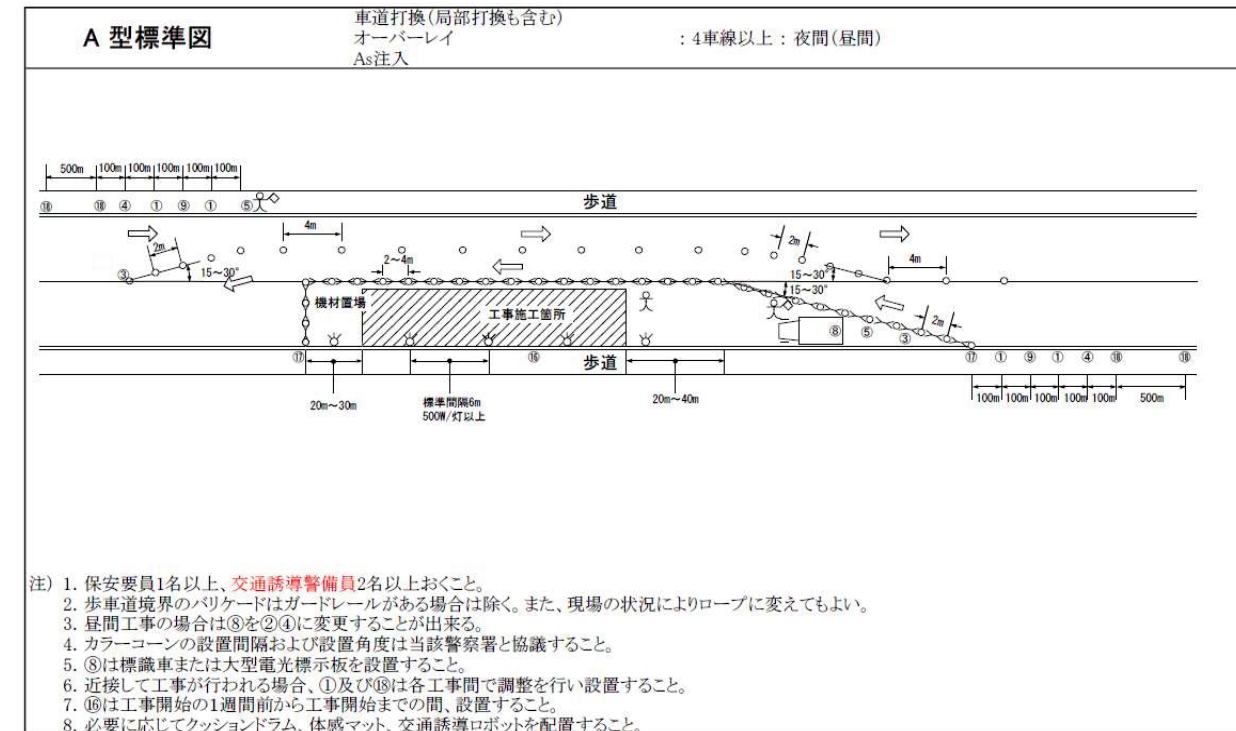
A～J型標準図  
交通整理員

【例】A型標準図



A～J型標準図  
交通誘導警備員

【例】A型標準図



道路工事保安施設設置基準 新旧対照表

原

文

一部改訂

迂回路標示標準図 迂回路標示

市街地の場合

地方部の場合

注) 1.迂回路の設定及び交通整理員の配置については、当該警察署と協議すること。

迂回路標示標準図 迂回路標示

市街地の場合

地方部の場合

注) 1.迂回路の設定及び交通誘導警備員の配置については、当該警察署と協議すること。